

令和6年3月定例会 福祉健康委員会  
第28号・第29号議案資料  
高齢者支援課

「舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例」の主な改正内容

地域密着型(介護予防★)サービスの事業	市内指定事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
夜間対応型訪問介護	-
地域密着型通所介護(デイサービス)	7
認知症対応型通所介護(グループデイ)	3
★介護予防認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護	6
★介護予防小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	7
★介護予防認知症対応型共同生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(29人以下特養)	4
看護小規模多機能型居宅介護	-

《改正の趣旨》

- ① 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ② 自立支援・重度化防止に向けた対応
- ③ 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

《主な改正内容》

趣旨	改正分類	改正内容	条項
①	協力医療機関との連携体制の構築	<p>高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応を行う観点から、次のことを、地域密着型介護老人福祉施設に義務付け((介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は努力義務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①病状が急変した場合等に、医師又は看護職員が相談対応を行う対応を常時確保している、②診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保している 等所定の要件を満たす協力医療機関を定める…※2</li> <li>・協力医療機関との間で、入所者の病状急変時等の対応を確認(1年に1回以上)するとともに、協力医療機関の名称等について市長へ届出</li> <li>・協力医療機関から退院可能となった場合、速やかに再入所(再入居)させることができるよう努める</li> </ul>	<p>第126条ほか</p> <p>★第84条</p>

①	新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築する観点から、次のことを義務付け  ・感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を決めるよう努める(協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合は対応について協議を義務付け)	第126条ほか  ★第84条
	緊急時における対応方法の定期的見直し	地域密着型介護老人福祉施設における緊急時等の対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得てあらかじめ定めておくとともに、1年に1回以上、見直しを行うことを義務付け	第167条の2
	身体的拘束等の適正化の推進	身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次の措置を講じることを義務付け  ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととするとともに、身体的拘束等を行う場合の記録を整備する(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護)  ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催(3月に1回以上)等、指針の整備、研修の実施((介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)…※1	第25条ほか ★第41条ほか  第93条ほか ★第54条
②	ユニットケアの質の向上のための体制確保	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修の受講に努めることを義務付け	第189条
③	管理者の配置基準等	介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、次のことを明確化  ・管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理上支障がない場合は、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない  ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護における管理者について、管理上支障がない場合は、兼務可能な他事業所の事業の種類を限定しない	第8条ほか ★第7条ほか  第84条ほか ★第46条
	介護現場の生産性の向上	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を義務付け…※2  上記の委員会において、必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定地域密着型特定施設について、人員配置基準(看護職員・介護職員の合計数)を見直し	第107条の2ほか ★第64条の2ほか  第131条
その他	文言の整理	介護療養型医療施設の廃止に伴う文言の整理	第7条ほか ★第10条ほか
		●1 書面等の交付を書面等に記載すべき事項を、電磁的方法により提供することによって代替する場合における記録媒体に係る文言を、「電磁的記録媒体」に改める	第6条 ★第6条
	●2 「書面掲示」規制の見直し	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載・公表することを義務付け	第35条 ★第33条
	サービス内容の明確化	看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」で提供されるサービスに、看護サービスが含まれる旨を明確化	第199条

- ◎施行期日 令和6年4月1日  
●1 公布の日  
●2 令和7年4月1日

- ◎経過措置  
※1の改正は、令和7年3月31日までの間は努力義務  
※2の改正は、令和9年3月31日までの間は努力義務